

# 藤井ともりのり



昭和50年生まれ。慶應義塾大学商学部卒・銀行勤務(融資担当)  
公認会計士・税理士(準大手監査法人で会計監査・内部統制監査に従事)  
練馬区議4期。東京都議2期。財政委員会委員。

## 矢継ぎ早に打ち出される東京の子育て支援 —国を動かす起爆剤になるのか。真に少子化対策に寄与する為に—

### 東京都による公立小中学校給食費の無償化支援(費用の1/2助成) —練馬区では新年度から第1子からの完全無償化を実施—

学校給食法によれば、給食の経費(※以下区データ730円/食)は、保護者が負担するのは食材費(322円/食)のみ、人件費や施設管理費(408円/食)は自治体が負担するものとされています。今回のいわゆる「無償化」の考え方は、食材費についても公費(税)で賄うことで保護者負担をなくするというものです。

給食が実質的に児童・生徒の健康を担ってきたこと、また給食費の徴収、督促といった負担が教職員、児童双方にとって大きなことが主な「無償化」の理由として挙げられています。また、都内23区を中心に、首長選挙が実施されるタイミングで選挙公約として掲げられたことなどから五月雨式に進められてきた経緯もあります。

最大の課題は財源確保です。練馬区の新年度予算では、第1子からの完全無償化のため、予算30億円が計上されていますが、昨年度までは、助成の対象を第2子以降(予算10億円)にとどめておりました。新年度は、都から経費の二分の一が助成され、区からの補助額は15億円で実施可能となりますが、恒久的に財源を生み出すべく、相応の行政改革、経費削減に向けた努力が求められます。

更に、給食の質の維持も大きな課題です。給食事業者への関与、保護者によるモニタリング含め質を担保するための仕組みを構築していくことが重要です。

### 都内私立高等学校の平均授業料(48万2千円)までの無償化 —所得制限世帯年収(910万円未満)の撤廃—

都内の子育て世帯においては、共働き世帯が主流となり、その4割が年収

1000万以上の世帯にあたることから、今回の所得制限(世帯年収910万円未満)の撤廃は、実情に沿った対応ともいえます。他方で、応益負担(負担できる能力のある方は負担してもらい、より厳しい立場にある方を集中的に支援する)の考え方も根強く、本来は国の税制(所得の再分配機能)含め対応すべきことです。都議の立場で心配することではないかもしれませんが、他県の子供が都内の私立高校に通う場合、同じ学校に通っていても都内の子供よりも授業料が高くなるケースも起こりえます。本来であれば、給食費も然りですが、基礎的なサービスについては、地域間で著しい不公平が生じることはないよう、国が責任をもって対応すべきことだと考えます。

### 018サポート —0~18歳、子供1人当たり月5000円給付—

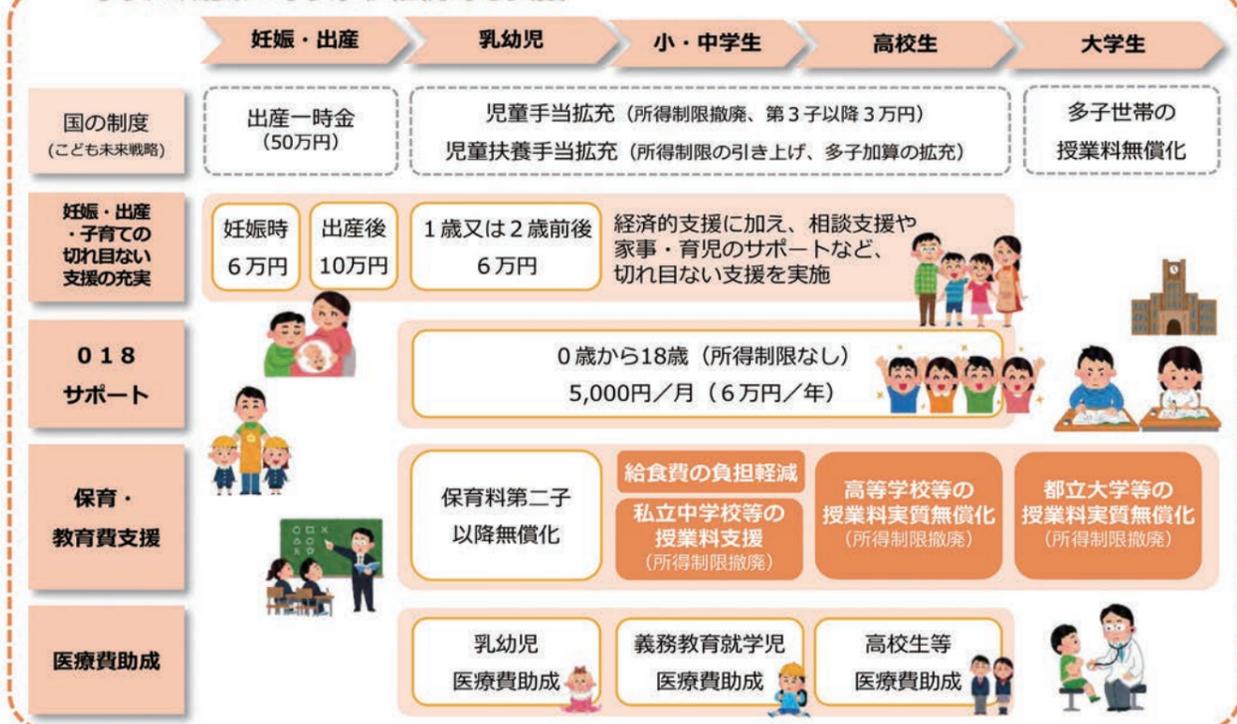
来年度も事業継続されることについては評価しつつ、本当にそのことで多くの都民に「子供を持ちたい」と思ってもらえるのか、少子化対策としての効果には一定の疑問も残ります。1245億円もの巨費が投じられる事業でもありますので、EBPM(証拠に基づく政策形成)の観点からの効果検証を求めましたが、明確な答弁はありませんでした。



本会議での一般質問(令和6年2月28日)

23年度の申請者は  
新年度手続き不要  
「018サポート」  
東京都は、18歳以下の都民1人当たり月5千円を給付する「018サポート」について、2023年度に申請の手続きを済ませた人は、原則として24年度は新たに手続きをしなくても受け取れることを明らかにした。都福祉局によると、23年度申請者のうち、引き続き支給要件を満たす人は改めて申請の必要がない。登録した口座に3回(8月、12月、25年4月)に分けて支給される。  
24年度中に生まれたり、都内に引っ越してきたりなどの理由で新たに申請する人向けに、都はマイナンバーカードを使った新たな申請方法を準備している。27日の都議会代表質問で菅野弘一議員(自民)の質問に答えた。  
018サポートは、子育て支援策の一環として23年度から実施。対象は約200万人で、27日時点約89%が申請を終えている。  
28日の都議会一般質問では藤井智教議員(立憲民主)が「政策として評価する」とする一方で「少子化対策としての効果には疑問もある」と述べた。  
都側は「少子化対策に先手先手で取り組んでおり、018サポートはその一環」と答弁した。(渡辺真由子)

### 子供の成長に寄り添う継続的な支援



出典: 令和6年度東京都予算案の概要

東京おこめクーポン事業  
— 真の生活困窮者支援とは —

困窮者に対する支援は極めて重要ですが、本来、福祉とは現金やサービス券を一律に配るのではなく、支援を必要とされている方に必要な範囲で過不足なくサービスを届けることであると考えます。昨年実施されました「東京おこめクーポン事業」は、住民税非課税世帯の方々に対して、25キロのお米(1万円相当)を現物給付するというものでしたが、多額の配送代(3千円/件)を要し、申請率も67%にとどまったことから、事業の在り方には多くの課題を残しました。私が伺ったご意見の中には、**高齢世帯かつ一人暮らしという方が多く、25キロのお米が送られてきても食べきれない**といったお困りの声や**そもそもお米はほとんど食べない**といったお叱りの声も少なくありませんでした。また、オークションサイト上で都から配送された米が転売される不適切な事例もあったようです。以上の私の指摘に対し、都から適切に事業を執行しているとの答弁がありました。

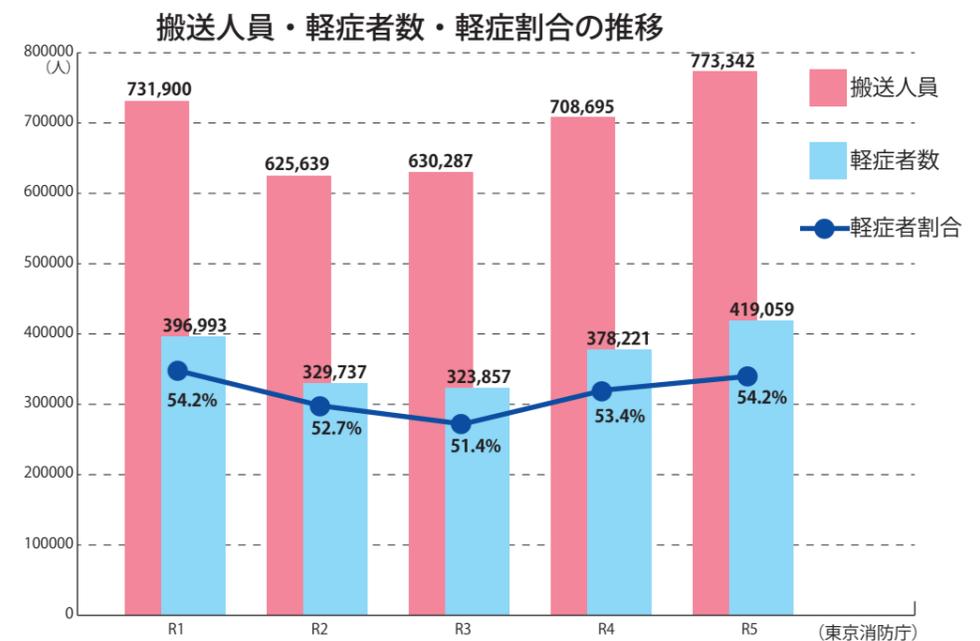
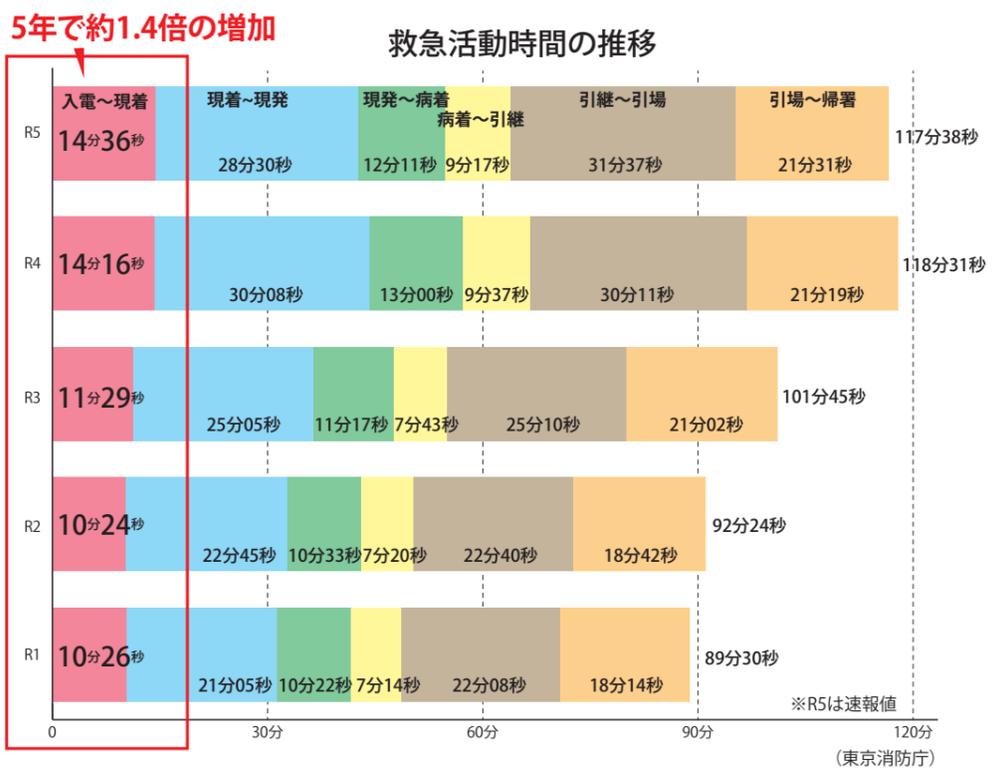
また、国によって臨時特別給付金10万円が配られた際も、特に現役世代の方から「住民税非課税世帯だけが対象というのは不公平」とのご意見も多く聞かれました。たしかに、所得はあるが資産はないというケースもあれば、その逆もかりで直近の所得はないが資産はそれなりにあるというケースもありえます。給付金等の支給を巡っては何らかの線引きは必要ですが、その事業の在り方、対象範囲については私も深く考えさせられました。今後は、**収入、所得といったフロー情報だけでなく、貯金、不動産などの財産・ストック情報を加味し、真の困窮者を把握すべく基準を都は設けるべきです。**



本会議での一般質問(令和6年2月28日)

救急車の適正利用の更なる推進  
— 救急搬送件数と救急活動時間の増加を受けて —

救急車の出動件数は、2021年74万件、2022年88万、2023年92万件と増加し、出動から現場に到着するまでの平均時間は、毎年増加しております。これは、**近隣の救急隊が出動中となり、遠方の救急隊が出場してくることから、到着までの距離が延伸している**ためです。昨今、軽症の場合であっても救急車を呼ぶケースが増加し、救急搬送されたものの軽症とされた割合は54.2%にのぼります。例えば、タクシー代わりに救急車を呼ぶといった適正とは言えないような利用が増えれば、**重篤かつ緊急性が高く、真に救急車を必要とする方々に救急車が間に合わなくなる**リスクが高まります。三重県松坂市では、救急搬送されたものの入院に至らなかった場合、当然、搬送先の医師が必要性を認めたケースは除かれますが、病院が患者さんに対し「救急車の選定療養費」として7700円を徴収する取り組みが進められています。このように一定の費用負担を求める事例もありますが、まずは都民の命を守るべく、増大する救急需要に対応してゆくため、不要不急の救急要請を抑制し、救急車の適正利用を更に推進してゆくべきと考えます。



東京都議会議員(練馬区選出・都議会立憲民主党)

藤井とものり

だれひとり  
取り残さない  
東京へ

都政へのご意見ご要望をお寄せください!!

事務所連絡先 〒176-0013 練馬区豊玉中4-12-1-102  
TEL 03-6821-1329 FAX 03-6683-7481 E-MAIL fujitomo@deluxe.ocn.ne.jp

